

## 盛岡市における町内会等への加入促進に関する協定書

盛岡市町内会連合会（以下「甲」という）、玉山地域自治会連絡協議会（以下「乙」という）、一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会（以下「丙」という）及び盛岡市（以下「丁」という）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁が連携し、マンション・アパート等の入居者の町内会、自治会（以下「町内会等」という）への加入を促進することにより、町内会等の持続的な活動を推進するとともに、地域活動の活性化を図ることを目的とする。

### （連携する事項）

第2条 前条に掲げる目的を達成するため、甲、乙、丙、丁は次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 甲、乙は、丙及び丁と緊密な連携を図り、町内会等未加入者に対し、加入の働きかけを積極的に行うものとする。
- (2) 丙は、構成員である会員に対し、本協定の目的を周知し、物件の販売、賃貸等の新規契約又は継続契約時等において、甲、乙又は丁の作成する町内会等加入促進リーフレットの配布等により町内会等への加入促進の働きかけを行うよう努めるとともに、甲、乙又は丁が行う加入促進の取組が円滑に行われるよう協力するものとする。
- (3) 丙は、構成員である会員からの町内会等活動に関する相談があった場合には、甲又は乙を紹介するよう協力するものとする。
- (4) 丁は、前各号に掲げる事項を実施する上で必要な甲乙丙間の連絡調整及び情報提供等の支援を行うほか、町内会等加入促進がなされるよう各般の施策を積極的に行うものとする。

### （有効期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から翌年3月31日までとする。ただし、有効期間満了後の1か月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれかからも書面による解除の申し出がないときは、本協定は、満了日の翌日から自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

### （その他）

第4条 この協定に定めがない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙、丙及び丁が協議をして定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を4部作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年1月13日

甲 盛岡市若園町2番2号

盛岡市町内会連合会

会長 小枝指好夫



乙 盛岡市渋民字泉田360

玉山地域自治会連絡協議会

会長 中野剛



丙 盛岡市前九年一丁目9番30号

一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会

会長 多田幸司



丁 盛岡市内丸12番2号

盛岡市

市長

谷藤裕次

